

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省2-1-3)

施策名	1-3 技術革新	担当部局名	産業技術環境局総務課	政策評価実施予定時期	令和3年8月
施策の概要	産業技術に関する政策に関すること			政策体系上の位置付け	1 経済成長
達成すべき目標	「イノベーション・エコシステム」の構築に加え、Society 5.0の実現等の社会課題解決に向けた革新的技術開発への重点投資を推進することで、日本を「世界で最もイノベーションに適した国」とすることを旨とする。			目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> 第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定) 日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定) 統合イノベーション戦略2019(令和元年6月21日閣議決定) 成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)
施策の予算額(執行額) (百万円)	30年度	令和元年度	令和2年度	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日) 第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定) 日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定) 統合イノベーション戦略2019(令和元年6月21日閣議決定) 成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)
	39689 (38,917)	128,458 (128,212)	2,423		

【測定指標】

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
1 官民合わせた研究開発投資の対GDP比	-	-	4%以上	令和2年度	-	-	-	-	4%以上	/	/	「世界で最もイノベーションに適した国」にするためには、継続的な研究開発投資が必要。「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)、「統合イノベーション戦略2019」(令和元年6月21日閣議決定)及び「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)において、2020年度までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするを旨とする目標を掲げていることを踏まえ設定。
2 政府研究開発投資の対GDP比	-	-	1%	令和2年度	-	-	-	-	1%	/	/	政府研究開発投資は、民間投資を促進する呼び水となるものであるため、具体的な目標を設定し、拡充していくことが必要。「統合イノベーション戦略2019」(令和元年6月21日閣議決定)及び「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)において、2020年度までに政府研究開発投資を対GDP比の1%にするを旨とする目標を掲げていることを踏まえ設定。
3 企業から大学、国立研究開発法人等への投資額	1,151億円	平成26年度	3,453億円	令和7年度	-	-	-	-	-	-	-	イノベーションをめぐる環境が予想以上のスピードで変化し、オープンイノベーションに対する期待が高まる中、組織体組織の本格的な産学官連携の重要性が増している。「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)、「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)及び「統合イノベーション戦略2019」(令和元年6月21日閣議決定)において、2025年度までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を2014年度の水準の3倍増とすることを旨とする目標を掲げていることを踏まえ設定。
4 中長期における研究開発等の推進	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
	中長期的な視点からの具体的な技術戦略に基づき、社会課題の解決に向けた革新的技術に係る研究開発を実施する。		令和2年度		我が国の産業が中長期的に世界をリードするためには、具体的な技術戦略を策定した上で国の研究開発プロジェクトを実施することにより、個別の企業では実施困難な、より革新的で複雑な研究開発に取り組むことが重要。「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)において、Society 5.0 実現に向けて戦略的な研究開発を推進すること、「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)において、科学技術イノベーションに資する研究開発プロジェクトを着実に推進することとされている。また、「統合イノベーション戦略2019」(令和元年6月21日閣議決定)において、未来の競争力の鍵を握る重要分野の戦略を策定し研究開発等を推進すること、とりわけ最先端の基盤的技術であるAIについては「AI戦略2019」(令和元年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定)、バイオテクノロジーについては「バイオ戦略2019」(令和元年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定)、量子技術については「量子技術イノベーション戦略」(令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定)、環境エネルギーについては「革新的環境イノベーション戦略」(令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定)に基づき研究開発等を推進することが挙げられていることを踏まえ設定。							

5 研究開発型スタートアップの育成とエコシステムの構築と強化	急成長の可能性を秘めた研究開発型スタートアップに対し、その事業段階に応じた支援を関係者のコミットを得ながら行うことにより、成功モデルの創出と関係者の定着を通じたエコシステムの構築を目指す。	令和2年度	Society 5.0の実現に向け、イノベーションの担い手であるスタートアップ企業は重要な存在。特に、研究開発型スタートアップは、スピード感を持った果敢な研究開発により技術的優位な立場を構築できるため、その創出や成長のための環境整備が重要。しかしながら、研究開発に要する期間の長さ、資金調達難しさ、成功ノウハウ蓄積の少なさなど、研究開発型スタートアップを取り巻く環境は依然として厳しく、自律的・連続的に創出・成長が繰り返される「スタートアップ・エコシステム」の構築には未だ至っていないことから、システム構築のための支援が重要。また、政府戦略(統合イノベーション戦略2019等)において、「企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業(ユニコーン)又は上場ベンチャー企業を2023年までに20社創出」することが目標として掲げられていることを踏まえ設定。
--------------------------------	--	-------	---

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	令和2年度 行政事業 レビュー 事業番号
	30年度	令和元年度	令和2年度					
1 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	-	-	-	昭和42年度	1	1. 総額型 試験研究費の増減に応じて6～14%相当額の税額控除を認める(控除率10%超の部分は令和2年度までの時限措置)。税額控除限度額は、法人税額の25%。ベンチャー企業(設立10年以内で欠損金の翌期繰越額がある企業)については40%。 2. 上乗せ措置 平均売上金額に占める試験研究費の割合が10%を超える場合、控除率、控除上限を上乗せ(令和2年度までの時限措置)。税額控除限度額は、法人税額の10%	-	-
2 特別試験研究に係る税額控除制度	-	-	-	平成5年度	1	特別研究機関等、大学、その他の者との共同試験研究、これらの者へ委託して行う試験研究に要する費用又は中小企業者に支払う知的財産権の使用料がある場合等、当該企業が負担した特別試験研究の費の20%、25%又は30%相当額の税額控除を認める。 税額控除限度額は、法人税額の10%(2015年度から総額型、中小企業技術基盤強化税制と一体となっていた特別試験研究費税額控除制度を別枠化)	-	-
3 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入	-	-	-	平成13年度	1	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第3号(業務の範囲)等に基づく新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金等で取得した固定資産等について、圧縮記帳を認める。	-	-
4 基盤技術研究促進事業(産投出資)	-	-	-	平成13年度	1	民間企業等による基盤技術研究を促進するための新エネルギー・産業技術総合開発機構の研究開発委託事業	-	-
5 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律	-	-	-	平成10年度	3	大学等技術移転促進法(TLO法)は、大学等から生じた研究成果の産業界への移転を促進し、産業技術の向上及び新規産業の創出を図るとともに、大学等における研究活動の活性化を図ることを目的とする。	-	-
6 産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン	-	-	-	平成28年度	3	産学官のイノベーションを促進するため、「組織」対「組織」の産学官連携を深化させるための方策や、その方策の実行・実現に必要な具体的な行動等について取りまとめたもの。	-	-
7 技術研究組合法	-	-	-	昭和36年度	1	民間企業、大学、公的研究機関が試験研究を協同して行う「技術研究組合」の設立等について定めた法律。	-	-
8 基盤技術研究円滑化法	-	-	-	昭和60年度	1	民間における基盤技術研究の促進に関する法律。新エネルギー・産業技術総合開発機構による基盤技術研究促進事業の根拠法。	-	-
9 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律	-	-	-	平成5年度	1	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律。新エネルギー・産業技術総合開発機構による福祉用具の研究開発助成事業の根拠法。	-	-
10 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法	-	-	-	平成14年度	1	新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務範囲等を定めた根拠法。	-	-
11 国立研究開発法人産業技術総合研究所法	-	-	-	平成11年度	1	産業技術総合研究所の業務範囲等を定めた根拠法。	-	-
12 技術研究組合の所得計算の特例	-	-	-	昭和36年度	1	技術研究組合のうち青色申告法人であるものが、組合員からの賦課金によって取得した試験研究用固定資産について、圧縮記帳を認める。 過去5年間の減収額 ()は損金算入額 平成26年度 197百万円(773百万円) 平成27年度 54百万円(226百万円) 平成28年度 139百万円(595百万円) 平成29年度 368百万円(1,587百万円) 平成30年度 574百万円(2,472百万円) (租特透明化法に基づく適用実態調査結果等を基に算出)	-	-

13	技術開発調査等の推進	200 (109)	131 (126)	126	平成18年度	1	事業の成果を踏まえて我が国のイノベーションを担う主体の実態・ニーズに合致した適切な産業技術政策又は研究開発税制が実施され、我が国にイノベーションを創出する環境の整備が促進される。	-	0006
14	IoT社会実現に向けた次世代人工知能・センシング等 中核技術開発	5,862 (5,862)	4,874 (4,804)	5,000	平成27年度	4	個別の企業では実施困難である、特定の事業や場面に依存せず様々な事業分野に活用できる革新的で中核的な人工知能・ロボット技術の研究開発を実施することにより、我が国の産業が中長期的に世界をリードするための実用化につながるイノベーション創出を図ることができると見込んでいる。	-	0007
15	国際研究開発事業	174 (174)	306 (225)	347	平成28年度	4	優れた技術を持つ海外企業との国際共同研究開発を通じて、我が国企業の研究開発のスピードや質を高めて産業競争力を強化する事業であり、日本を世界で最もイノベーションに適した国とし、事業化につながるイノベーション創出の推進に寄与する。	-	0008
16	研究開発型スタートアップ支援事業	992 (992)	4,734 (1,999)	2,750	平成29年度	5	研究開発型のスタートアップ創出・発展のため、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が認定したベンチャーキャピタル等から出資・ハンズオン支援を受けるスタートアップが取り組む実用化開発を支援するとともに、スタートアップが事業会社と連携して行う共同研究等と支援することによる、エコシステムの構築を図るものである。	-	0014
17	新産業創出に向けた新技術先導研究プログラム	336 (336)	486 (486)	550	平成30年度	1	NEDOが研究開発プロジェクトのマネジメントを行う技術分野を含む広範な技術分野を対象に、当該分野をとりまく環境について広く調査を実施するとともに、文献調査等では推し量ることのできない技術課題を抽出するための先導研究を行うことで、これらの結果を研究開発プロジェクトの企画・立案や技術戦略の策定に活用する。また、本事業の成果から研究開発プロジェクトが実施され、さらにその成果が事業化されることでイノベーション創出に貢献する。	-	0015
	AIチップ開発加速のためのイノベーション推進事業	-	2,010 (2,010)	2,050	平成30年度	4	ベンチャー企業を含む民間企業等が持つAIチップのアイデアの実用化に向けて、①民間企業等が行うAIチップ開発の支援、②大学・研究機関等によるAIチップ開発のための共通基盤技術の開発成果や、設計・検証等の開発環境、知見等を民間企業等に提供を実施する。	-	0016
18	ムーンショット型研究開発事業	20,000 (20,000)	400 (400)	400	平成30年度	4	将来の産業・社会の在り方を変革するより野心的な構想を国自らが掲げ、その実現に向け、世界中からトップ研究者の英知を結集し、失敗も想定した寄り挑戦的な研究開発が推進できるよう、制度運営の透明性や競争性の確保、ポートフォリオ・マネジメントの考え方を導入する等、制度的な見直しを図り、関係府省が一体となって研究開発を行う。	-	0017
19	IoT社会実現のための革新的センシング技術開発	-	292 (292)	750	令和元年度	1	本事業の成果をもとに、我が国が強みとするナノテク・バイテクを活かした超微量センシング技術に加え、非侵襲・非接触、極限環境、超ロバスト等の世界的にも実現していない手法・領域での、他国が真似できない質・量のデータ取得を簡便で低コストで可能とする革新的技術開発を新たに実施する。	-	0018
20	積層造形部品開発の効率化のための基盤技術開発事業	-	163 (162)	120	令和元年度	1	積層造形における金属の溶融凝固現象を解明するとともに、高度な計測・機械制御技術を開発し、高品質の確保、および金属の積層造形部品等の開発の効率化を目指すもの。	-	0019
22	安全安心なドローン基盤技術開発事業費	-	1,608 (0)	1,608	令和元年度	1	災害対応、インフラ点検、監視・捜索等の政府調達をはじめとする分野でのドローンの利活用拡大に資するため、安全性や信頼性を確保しつつ、ドローンの標準機体設計・開発やフライトコントローラーの標準基盤設計・開発を行い、主要部品の高性能化やドローン機体等の量産化に向けた取組を支援することで、我が国のドローン産業の競争力を強化すると共に、関連するビジネスエコシステムの醸成を図るもの。	-	0022
23	規制の精緻化に向けたデジタル技術の開発事業費	-	2,830 (0)	2,830	令和元年度	1	規制の精緻化の検討の前提として次の研究開発事業を実施する。モビリティ分野については、「無人自動運転車における運行時に取得するデータの活用と安全性評価のための基礎システムの技術開発」等を行う。金融分野については、「マネー・ロンダリング対策に係るシステム開発」を実施する。建築分野は「ドローン等を活用した建築物の外壁の定期調査に係る技術開発」及び「高精度センサーを用いたエレベーターの定期検査に係る技術開発」を行う。	-	0023
24	官民による若手研究者発掘支援事業	-	-	1,050	令和2年度	3	産業界等のニーズを踏まえ、民間の事業化・実用化(社会実装)という目的志向型の研究開発に向け、イノベーションを創出し得る若手研究者のシーズ研究にかかる研究費の支援等を実施する。	-	新02-0001
25	産学融合拠点創出事業	-	-	199	令和2年度	1	産学融合の取り組みを加速するため、地域ブロック(各経産局)における産学官のネットワークをベースに、自治体、経済団体等とも連携し、モデル拠点の創出に向けた取組として、大学間による企業への提案力の強化、支援の最適化と広域化を支援する。また、これまで全国で形成されてきた地域イノベーション拠点の中で特色・強みが鮮明なものを一体的に評価し格付けすることにより、信用力を高めるとともに支援を集中させ、トップ層の引き上げや拠点間の競争を促す選抜制度を創設・運営する。	-	新02-0002

26	革新的ロボット研究開発等基盤構築事業	-	-	350	令和2年度	1.2	ロボットを広く普及させ、多くの産業分野で「遠隔」「非接触」「非対面」を実現しつつ、人手不足、生産性向上に資する研究開発を実施。	-	新02-0003
----	--------------------	---	---	-----	-------	-----	---	---	----------